



ルした本製品を、そのバックアップを目的とした場合に限り、他の記憶装置または記憶媒体に複製することができます。但し、バックアップを目的とした場合であっても、デバイスにインストールしたソフトウェアやフォントを別のデバイスに複製すること、本製品を他のデバイスにインストールすることはできません。なお、他の記憶装置または記憶媒体に複製した本製品は、本製品をインストールしたデバイスへのリストアのみを使用することができます。

- 4) ライセンス取得者は、本契約の規定に従い許可される必要な用途に使用するため、及び保管の目的に限り、本契約の規定に従って、本製品、全てのパーツ、複製物、その変更修正を複製することができます。

## 2. デバイスの定義

本契約における「デバイス」とは、本製品を使用するためにインストールする記憶装置を有し、本製品のインストール及びそのライセンスの認証の際に、ネットワーク上で単一のものとして認識される特定のコンピュータをいい、この単位をもって1台のデバイスと呼びます。

## 3. ライセンスの認証

本製品のライセンスを取得しようとするエンドユーザは、本製品のマニュアル等に記載する手続きにより、自らの氏名その他の情報を提供するなどして、当社によるライセンスの認証を受けなければなりません。また、ライセンス取得者は、本製品をインストールして使用するデバイスを変更する場合、ライセンスの認証を再度受ける必要があります。なお、当社は、ライセンスを認証する際に取得する個人情報をも本契約第12条の本製品のサポート・サービス以外の目的には使用しません。

## 4. 禁止事項

ライセンス取得者は、次に例示する行為その他本契約及びライセンス証明書等に記載する許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

- 1) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、付属フォントから文字情報を取り出し、取り出させること
- 2) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目

的で、付属フォントから取り出された文字情報を改変等の翻案をする等してフォントその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作し、製作させること

- 3) 付属フォントから取り出した文字情報、フォントの代替として機能するあらゆるデータ、これらに改変等の翻案をして製作したフォント等の二次的成果物、もしくはこれらのデータを、有償・無償を問わず、第三者に交付、送信その他の方法により頒布すること
- 4) 本製品を、逆アセンブル、逆コンパイル、または解読すること
- 5) 本製品をネットワーク上のサーバとして機能するデバイスにインストールし、クライアントとして接続する他のデバイスからアクセスして使用すること
- 6) 本製品をライセンス証明書等により指定される台数を超えるデバイスで使用する目的により、記憶装置または記憶媒体にインストールしたり、複製すること
- 7) 本製品に含まれる、マニュアル等の関連資料及びユーティリティ等の全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であっても、その複製をすること
- 8) 権利保護を目的として本製品にあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本製品を複製、翻案、使用すること
- 9) 本契約の規定に従い、本製品を使用する場合を除き、本製品を変更したり、他のソフトウェアやドキュメンテーションと結合したりすること
- 10) 付属フォントを使用して作成したロゴ等を商標登録すること
- 11) 同一事業所での使用をその条件として、本製品を複数台にインストールして使用することが許諾された場合に本製品を別の場所で使用し、または本製品を別の場所のデバイスにインストールして使用すること

## 5. 権利の帰属

本製品の著作権その他一切の権利、企業秘密は、当社または当社に権利を許諾した第三者(以下「当社のライセンサー」といいます)に帰属していま

す。また、付属フォントから取り出した文字情報を始めとして、この文字情報に基づき製作されたウェイト・スタイル・バージョンを変化させた文字、フォントその他の付属フォントの二次的成果物及びそれらのデータについての著作権その他一切の権利は、それが適法に製作された与否を問わず、当社または当社のライセンサーに帰属するものとします。よって、ライセンス取得者の権利は、当社のライセンサーからのライセンス及び本契約の各条件によって制限されます。

## 6. 権利の譲渡等の禁止

ライセンス取得者は、如何なる理由があろうとも、当社の書面による許諾を得ずに本製品の全部または一部を再配布、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、レンタル、擬似レンタル、再販売（中古品取引を含む）、組込をしてはならず、本製品の使用权を第三者に再許諾し、本製品もしくは本ライセンス契約上の地位を第三者に譲渡し、またはそれらを担保に供することはできません。

## 7. 損害賠償額の上限

ライセンス取得者が本製品の使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても、名目の如何を問わず当社が負担する責任は金銭賠償に限られ、その賠償額は、ライセンス取得者が実際に支払った本製品の使用权許諾の金額を上限とします。本製品の使用または使用不能により、またはそれらに関連して生じるライセンス取得者の派生的財産的損害及び直接的または間接的な営業上の損害、精神的損害については、如何なる場合であっても当社及び当社のライセンサーはその責めに任じないものとします。

## 8. 保証の範囲

当社は、ライセンス取得者が本製品を最初に取得した日から 90 日間、本製品が格納される媒体やマニュアルに物理的な欠陥、乱丁、落丁があった場合には、その程度に応じて当社の判断に基づき、交換または本製品の削除及び返還と引き換えに本製品の使用許諾の代金の返還を行います。本製品に重大な瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定のデバイスまたは第三者のソフトウェアに起因する動作不具合を除きます）、当社は、ライセ

ンス取得者が本製品を最初に取得した日から 90 日間、その程度に応じて自らの判断に基づき、修補プログラムの提供、解決方法の案内、または本製品の削除及び返還と引き換えに本製品の使用許諾の代金の返還を行います。当社は、本製品の品質、機能がライセンス取得者の使用目的の全てに適合することを保証するものではなく、本製品の選択・導入の適否、本製品の不具合によるデータの損失を防御するための適切なバックアップ等についてはライセンス取得者の責任とします。

## 9. アドビの権利

アメリカ合衆国カルフォルニア州 95110-2704、サンノゼ市、パークアベニュー、345 所在、アドビ・システムズ・インコーポレーテッド（以下、アドビといいます）は本契約条項に基づくライセンスに関する利害関係者（第三者受益人）であり、付属フォントのポストスクリプトフォント技術に関する限り、当社の他にアドビもまた本契約の遵守をライセンス取得者に直接要求することができます。

## 10. 輸出に関する制限

付属フォントは、アメリカ合衆国製の技術で作成されています。よって、如何なるフォームであろうと、付属フォント及び付属フォントに付随するユーティリティの輸出、再輸出に際してはアメリカ合衆国連邦法の制限を受けます。前記に関する義務は、本契約の終了後においても有効に存続することに同意しなければなりません。

## 11. アメリカ合衆国政府機関のライセンス取得者

付属フォントは、48 C.F.R. 2.101 で定義される「商品項目 (commercial item)」であり、48 C.F.R. 12.212 の定義による「商用コンピュータソフトウェア (commercial computer software)」と「商用コンピュータソフトウェア文書 (commercial computer software document)」で構成されます。よって、すべてのアメリカ合衆国政府機関のライセンス取得者は、48 C.F.R. 12.212 と 48 C.F.R. 227.7202-1 から 227.7202-4 で定められている通り、付属フォントについて、当該規定に記載された権利のみを取得するものとします。(C.F.R.は、アメリカ合衆国政府の行政部および機関によって官報に

て公布される一般のおよび永続的な規則を成文化した「Code of Federal Regulations（連邦規則集）」を指します。）

## 12. サポート及びサービス

ライセンス取得者は、当社の現行の製品サポート・サービスに関するポリシー（ライセンス取得者のご希望により入手することができます）に記載されたサポート・サービスを受けることができます。但し、ライセンス取得者に提供される当社のサポート・サービスは、日本国内における日本語によるものに限られるものとします。

## 13. 保管の義務

本契約により、その使用を許諾される本製品をインストールする際に使用する識別情報は、ライセンス取得者毎に作成、提供される固有のもので、第三者に開示してはなりません。万一、それらが第三者に使用された場合、その責任はライセンス取得者が負わなければなりません。なお、その場合、ライセンス取得者は、本製品の使用許諾料金相当額を含む当社が被った全損害を賠償しなければなりません。

## 14. ライセンスの遵守

本製品は、著作権法及び国際著作権条約をはじめその他の法令により保護されています。ライセンス取得者は、本製品を含めたソフトウェアの健全な使用環境の形成に努めなければなりません。

1) 本契約の遵守について、ライセンス取得者は、当社から要求された場合、その時点において、本製品を含む当社のフォント製品及びソフトウェア製品が、各々の製品の有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出等を含め書面により証明しなければなりません。ライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると当社が判断した場合には、当社は、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類についての調査をライセンス取得者の本

店等の事業所、自宅だけでなく当社が必要と認めた場所で開催することができるとします。また、ライセンス取得者は、本契約の終了後であっても、当社が第18条に規定するライセンス取得者の本契約の終了に伴う義務の履行を確認した後1年以内に当社より上記調査の通知があった場合には、その実施日が上記1年の期間の経過後であっても、その調査を受け入れなければなりません。なお、当該調査の結果またはライセンス取得者自らのインストール状況の開示により、本製品の無許可複製の存在が判明した場合、ライセンス取得者は、当該無許可複製した本製品の利用期間制限が無い場合の新規提供価格額及び当社が費やした当該調査の実施費用の合計額を当社に支払わなければなりません。

2) 前項に規定する調査の結果またはライセンス取得者自らのインストール状況の開示により、本製品の無許可複製の存在が判明した場合、ライセンス取得者は、当該無許可複製した本製品の利用期間制限が無い場合の新規提供価格額を当社に支払わなければなりません。また、本製品に含まれる付属フォント単独の無許可複製の存在が判明した場合、ライセンス取得者は、当該無許可複製した付随フォントの書体数に、1書体1ライセンスを許諾する製品（MORISAWA Font Select Pack 1等）の価格を乗じた額を支払わなければなりません。なお、前項または本項により当社が費やした当該調査の実施費用の合計額を当社に支払わなければなりません。

## 15. 契約の解除

当社は、ライセンス取得者が本契約のいずれかの条項もしくはライセンス証明書等の記載に違反した場合または当社の著作権を侵害した場合には、本契約を解除することができます。なお、ライセンス取得者は、自らの違反行為により、当社が損害を被った場合には、本契約が解除されると否とに拘わらず、その損害を賠償しなければなりません。

## 16. 契約期間

本契約は、本製品の著作権許諾の代金が当社へ支払われることを条件に、本契約の締結時または本製品の使用開始時のいずれかの早い時点から成立し、ライセンス証明書により指定される契約期間満了日または当社による解除等によって終了するまで有効とします。なお、本契約は、ライセンス取得者が本契約の更新を拒絶した場合だけでなく、契約期間満了日までに本契約の更新の手続が完了しない場合にも、契約期間満了日をもって終了します。

## 17. 仕様変更に伴う返却義務

当社が本製品の仕様を変更し、ライセンス取得者に仕様変更後の本製品を届けるとともに、当社から提供されている仕様変更前の本製品に含まれるすべての物品(パッケージ、インストールメディア、フォントメディア等)の返却を求めた場合には、ライセンス取得者は、当社の指定する期日、場所、方法を遵守してこれらの物品を当社に返却しなければなりません。ただし、本製品が複数のバージョンを同時にインストール可能としている場合、付属フォントを除いて継続しての使用を認めます。

## 18. 契約の終了に伴う義務

ライセンス取得者は、本契約が期間の満了または解除等により終了した場合、次に規定する義務を負うものとします。なお、契約終了の事由の如何に拘わらず、当社は、本製品のライセンス証明書等により指定される契約期間満了日迄の使用権許諾の代金をライセンス取得者に返還しません。

1) ライセンス取得者は、本契約が終了した場合、直ちに本製品の使用を停止し、本製品を削除して、本製品をインストールするために当社から提供された全ての有体物(以下総じて「本製品提供物」といい、本契約の規定に従い、または本契約に違反して、それらを複製している場合には、当該複製も含まれます)を自己の負担で当社に返還しなければなりません。なお、ライセンス取得者は、本製品提供物を紛失する等して返還することができない場合、本製品提供物相当額を当社へ支払わなければなりません。但し、ライセンス取得者は、当社が同意する場合、

本製品提供物を廃棄することもできます。

- 2) ライセンス取得者は、本契約の終了に際し、当社から当社の書式にのっとり誓約書、本製品の削除証明書等の書類の提出を求められたときには、当該書類に必要な事項を記入し、記名押印の上、当社へ返送しなければなりません。
- 3) 本契約が第15条により解除された場合、本契約の終了後に当社が本条に規定するライセンス取得者の本契約の終了に伴う義務の履行を確認できない場合、またはその他ライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると当社が判断した場合には、当社は、ライセンス取得者に対し、本契約の終了後であっても経過した期間に拘わらず、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類についての調査をライセンス取得者の本店等の事業所、自宅だけでなく当社が必要と認めた場所で実施することができるものとします。

## 19. 技術的手段等の追加

当社は、本製品が本契約により許諾され、ライセンス証明書等にて指定される範囲で使用されるために、如何なる技術的手段をも適時追加することができるものとします。当該規定する技術的手段等の追加または付属フォントの使用環境の変化等、その他の諸事情により、本契約の各条項について当社の任意により適宜これを追加・修正することができるものとします。

## 20. 一般条項

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は大阪簡易裁判所・大阪地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

(20180125)